

令和8年度事業計画書

【公1 農業関連事業】

1 農地中間管理事業

県では、担い手への農地集積率8割を目標に掲げ、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）を推進してきたが、令和6年度末の農地集積率は前年度末より1.5ポイント増加したものの60.0パーセントに止まっている。

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）等の改正に伴い、令和7年度から市町村が策定・公表した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」）の実現に資するよう、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約の推進が図られてきた。

令和8年度は前年度に引き続き、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約に向け、生産現場に近い市町村、市町村農業委員会との連携をより密にするとともに、県、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会及び青森県農業協同組合中央会の4者とともに策定した推進方策のもと、以下の取組を重点的に推進する。

（1）主な推進事項

① 地域計画の着実な実行と見直しの支援

ア 各農林水産事務所の支援チームによる全市町村のサポート

イ 市町村や農業委員会が行う地域計画の実行とブラッシュアップに向けた取組の助言

② 市町村の実情に応じた重点的かつ集中的支援

ア 地域の実情を踏まえ市町村毎の「重点取組事項」への支援

イ 受け手が確保されていない地域計画内農地について、区域外の規模拡大希望者に対する機構事業の活用の働きかけ

ウ 「青森県農地情報サイト」等を活用した農地情報の提供

エ 農地集約化促進事業の活用による農地集積・集約化の促進

③ 基盤整備事業と機構事業の連携強化

ア 基盤整備事業実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業活用への誘導

イ 基盤整備事業実施予定地区における、地域営農ビジョン等の作成支援

ウ 農地耕作条件改善事業実施地区における機構事業活用の強化

エ 大区画化等加速化支援事業の周知

オ 土地改良区への業務委託による、基盤整備事業実施地区の農業者への機

構事業の活用促進と貸借事務等の実施

④ 農地中間管理事業の利用拡大に向けた運用見直し

利用者にとって使いやすい事業となるよう、他都道府県の優良事例を収集、参考に、契約や徴収・支払をはじめとする事務手続きについて見直し

⑤ 県民に対する農地中間管理事業の周知

ラジオ、チラシ等を活用した広報活動の実施

(2) 事業計画

① 貸借

区分	令和8年度計画(A)			令和7年度計画(B)			前年度対比(A)/(B)		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
農用地等の借受け	6,400	5,056	687,616	6,400	4,928	310,464	100	103	221
農用地等の貸付け	6,400	5,056	687,616	6,400	4,928	310,464	100	103	221

② 借受賃料

区分	令和8年度計画(A)		令和7年度計画(B)		前年度対比(A)/(B)	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
過年度借受分	8,398	755,807	8,744	786,951	96	96
当該年度借受分	2,107	286,507	2,053	129,360	103	221
計	10,505	1,042,314	10,797	916,311	97	114

(注) 当該年度借受分については、4月から8月末までの転貸分の借受賃料で想定

③ 農用地の管理等

区分	令和8年度計画(A)			令和7年度計画(B)			前年度対比(A)/(B)		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
農用地等の管理等	350	210	17,600	300	180	14,900	117	117	118

(参考)

令和7年度 農地中間管理事業の実施状況

1 農地中間管理機構からの貸付(転貸)状況

(単位：ha)

区分	年度別転貸面積							令和8年 3月末時点 転貸見込 面積 ④	耕地 面積 ⑤	転貸面積の 耕地面積に 占める割合 ④/⑤
	R7 ①	R6 ②	H27～R6 平均面積 ③ ※	R6実績との比較		H27～R6平均面積 との比較				
				増減 ①-②	割合 ①/②	増減 ①-③	割合 ①/③			
東青	388.2	368.2	265.8	20.0	105.4%	122.4	146.0%	1,753.1	12,214	14.4%
中南	208.0	231.3	268.5	▲ 23.3	89.9%	▲ 60.5	77.5%	1,963.6	28,228	7.0%
三八	474.3	228.4	219.5	245.9	207.7%	254.8	216.1%	1,620.2	20,440	7.9%
西北	423.1	206.1	300.7	217.0	205.3%	122.4	140.7%	2,363.4	37,710	6.3%
上北	1,209.5	712.6	811.7	496.9	169.7%	397.8	149.0%	5,861.8	43,515	13.5%
下北	71.9	67.7	46.7	4.2	106.2%	25.2	154.0%	299.0	5,119	5.8%
合計	2,775.1	1,814.3	1,912.9	960.8	153.0%	862.2	145.1%	13,861.0	147,230	9.4%

※ 平成26年度は年度途中の開始のため、平均値の数値から除外した。

2 特徴的な動き

- (1) 令和7年度は、基盤法による農地の貸借が廃止になった影響により、農地中間管理事業による貸借が増加した。
- (2) この結果、農地中間管理事業による貸借が2,775.1haで平成26年度の事業開始以来最大となった。
- (3) 地域別では、中南地域を除く5地区で前年度の転貸面積を上回った。
- (4) 転貸面積では、上北地域が1,209.5haと6地区中最大で、全体の43.6パーセントを占め、続いて三八地域が474.3ha、西北地域が423.1haであった。
- (5) 一方、伸び率では、三八地域が前年度比207.7パーセント、次いで西北地区が同205.3パーセントと、どちらも前年度に比べ2倍を超える実績となった。

2 農地売買等事業

農地売買等事業は、農地中間管理機構の特例事業として、規模拡大を目指す担い手農家のために農地売買を実施する事業である。

令和7年度は改正基盤法の本格施行により、農地売買等事業による売買が増加しており、令和8年度は令和8年2月公告までの実績の1.4倍となる買入予定面積360ha（前年度計画対比95パーセント）、買入予定金額6億5,000万円（同74パーセント）を見込んでいる。

(1) 主な推進事項

- ① 令和7年度から導入した「売買・一括方式」を中心に、農用地利用集積等促進計画による農地売買等事業事務の円滑な推進
- ② 農地売買等事業を活用した場合の税制上の特例措置のPR
 - ア 農地を譲渡した場合の所得税の800万円控除（買入協議の場合は1,500万円）
 - イ 農地を取得した場合の不動産取得税の減額措置（3分の1控除）
- ③ 適切な事業実施とリスク回避を図るための現地確認や売渡先の支払能力の把握
- ④ 旧農地保有合理化事業に係る未収金の回収に向け、債務者への定期的な債務確認、督促巡回の実施

(2) 事業計画

① 買入れ

（単位：件、ha、千円、%）

区分	令和8年度計画(A)			令和7年度計画(B)			前年度対比(A)/(B)		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
担い手支援タイプ	350	240	420,000	326	292	676,797	107	82	62
一般タイプ	250	120	230,000	142	88	203,967	176	136	113
合計	600	360	650,000	468	380	880,764	128	95	74

（注）担い手支援タイプは、（公社）全国農地保有合理化協会の無利子資金を活用する事業

一般タイプは、金融機関の低利資金を利用する独自事業

なお、いずれも買入・売渡をひとつの促進計画で行う一括方式の場合は、資金を活用しない

② 売渡し

（単位：件、ha、千円、%）

区分	令和8年度計画(A)			令和7年度計画(B)			前年度対比(A)/(B)		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
担い手支援タイプ	350	240	420,000	326	292	676,797	107	82	62
一般タイプ	250	120	230,000	142	88	203,967	176	136	113
合計	600	360	650,000	468	380	880,764	128	95	74

3 公社営畜産基盤整備事業

畜産の発展が期待される地区において、効率的かつ安定的な畜産経営の確立と主産地形成を図るため、国の「草地畜産基盤整備事業」を活用し、生産基盤の整備と施設周辺環境整備を一体的に進めるもので、補助率は国と県を合わせて、草地整備及び施設整備が65パーセント、農機具等が57.5パーセントとなっている。

令和8年度は、約4億7,300万円の事業費で、八森地区において、草地整備、隔障物整備等を行う。

事業計画

地区名	事業内容	令和8年度計画(A)		令和7年度計画(B)		増減(A)-(B)	備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業費	
むつ・東通 (むつ市) (東通村)	草地造成(ha)	—	—	2.2	128,870	△128,870	〈完了〉 令和3 ～ 7年度
	草地整備(ha)			39.7	[54,452]	[△54,452]	
	雑用水施設(箇所)			2			
	隔障物整備(箇所)			2			
	(m)			3,521			
八森 (六ヶ所村)	草地造成(ha)	—	473,295	1.8	336,570	136,725	〈継続〉 令和5 ～ 10年度
	草地整備(ha)	25.9	[121,652]	49.8	[109,135]	[12,517]	
	施設用地造成(m ²)	1,715		4,950			
	雑用水施設(箇所)	5		7			
	隔障物整備(箇所)	3		6			
	(m)	7,523		5,000			
	家畜保護施設(棟)	3		3			
	農機具等導入(台)	1		13			
測量設計(件)	2		2				
合計			473,295 [121,652]		465,440 [163,587]	7,855 [△41,935]	

(注) 1 事業費は工事費のほか、工事雑費、一般管理費、附帯事務費を含む

2 []内の事業費は、前年度からの繰越予算額で内数

全体計画に対する実施状況

地区名	事業内容	全体計画		前年度まで		本年度		翌年度以降	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
八森 (六ヶ所村) 令和5 ～ 10年度	草地造成 (ha)	1.8		1.8		—		—	
	草地整備 (ha)	73.4	2,035,342	47.5	354,815	25.9	473,295	—	1,207,232
	施設用地造成 (㎡)	4,826		130		1,715		2,981	
	雑用水施設 (箇所)	7		2		5		—	
	隔障物整備 (箇所)	4		1		3		—	
	(m)	9,115		1,592		7,523		—	
	家畜保護施設 (棟)	6		1		3		2	
	家畜排泄物処理施設 (棟)	1		—		—		1	
	附帯機械 (台)	2		—		—		2	
	農機具等導入 (台)	13		12		1		—	
測量設計 (件)	17		9		2		6		

(注) 事業費は工事費のほか、工事雑費、一般管理費、附帯事務費を含む

4 農業経営・就農サポート事業

農業経営基盤強化促進法により、県が農業の担い手確保・育成を図るために整備した「青森県農業経営・就農サポートセンター」の構成員として、農業経営及び就農のサポートを行うほか、就農希望者に対する研修等の実施や農業法人等への就業の斡旋など、農業の担い手対策に一体的に取り組む。

(1) 農業経営者サポート事業

農業経営の法人化や経営継承、新規就農者の定着促進などの取組を支援するため、県の委託により「青森県農業経営・就農サポートセンター」の事務局として以下の活動を行う。

- ① 事務局の運営（相談窓口の設置及び就農専属スタッフの配置等）
- ② センター運営会議、経営戦略会議への参画
- ③ 農業者の経営課題に応じた伴走型支援への参画
- ④ 専門家派遣に係る謝金等の支払
- ⑤ 就農相談
- ⑥ 相談カルテ等のとりまとめ（経営・就農・参入）
- ⑦ 広報活動（チラシ・ポスターの作成・配布、ホームページへの掲載）

(2) 就農相談事業

就農相談窓口を設置し、日常的に相談対応を行うほか、就農関連イベントにおいて、就農希望者等からの相談対応を行う。

また、就農関連情報に係るパンフレットを作成し、関係機関及び県内高校等への周知を図る。

就農相談

(単位：件、回、%)

区分	令和8年度計画(A)	令和7年度計画(B)	前年度対比(A)/(B)
相談件数	135	150	90
相談会の開催	8	8	100
県内	4	4	100
県外	4	4	100

(3) 新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）

新規就農を促進するため、就農希望者（就農予定時の年齢が原則50歳未満）に対し、受入農業経営体での実務研修と座学研修を組み合わせた就農前研修を実施するほか、研修期間に1人当たり年間最大165万円を最長2年間交付する。
また、研修及び就農状況を随時確認し、就農指導や就農関連情報の提供を行う。

就農準備資金の交付

(単位：人、千円、%)

区分	令和8年度計画(A)		令和7年度計画(B)		前年度対比(A)/(B)	
	交付者	金額	交付者	金額	交付者	金額
1年目	21	34,625	25	37,500	84	92
2年目	16	20,913	16	20,750	100	100
計	37	55,538	41	58,250	90	95

研修及び就農状況の確認

(単位：人)

区分	令和8年度計画(A)				令和7年度計画(B)				前年度対比(A)/(B)
	研修	研修+就農※	就農	計	研修	研修+就農※	就農	計	計
確認対象者	38	17	36	91	38	10	44	92	99

※「研修+就農」は、同一年度内に研修を終了し、就農（見込みを含む）する者

現地確認は、概ね半年に1回実施

(4) 無料職業紹介事業

厚生労働省から無料職業紹介事業の許可を受け、労働力を確保したい県内の農業法人や農家と、農業で働きたい求職者のマッチングを行うため、以下の活動を行う。

① ワンストップ相談窓口の運営

県から委託を受け、農業法人等や求職者からの相談に対応する「農業労働力ワンストップ相談窓口」を運営する。

② 労働力のマッチング

農業法人等から収集した求人情報を農業労働力求人マッチングサイトや求人検索サイト等に掲載するとともに、市町村やハローワーク、小売店などへポスターやチラシを配布することにより、農業労働力のマッチングを行う。